

令和 6 年度(2024 年度)

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会事業計画

令和 6 年 1 月の能登半島地震により、住民の普段の暮らしの継続が突然困難になることにあらためて気づかされました。発災から続く懸命な復旧活動も長期に亘ることが想定されます。全国の社会福祉協議会にも応援の要請があり、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会（以下、「吹社協」という。）でも、早速、福祉委員等関係者との街頭募金、また義援金の受付や、被災地への職員派遣を実施しましたが、本年度も被災地の復興に向けての支援をできる限り続けてまいります。

毎年のように起こる自然災害や、ここ数年続いたコロナ禍など、予期せぬ状況で地域生活が脅かされることを経験してきました。だからこそ、誰もが地域で孤立することがないように、平時の地域福祉活動の推進が大切だと考えています。近隣住民同士の支え合い活動である地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動が、さらに充実するよう吹社協では全力で支援してまいります。

本年度は、吹社協の第 4 次地域福祉活動計画（令和 2 年度～6 年度）の最終年度にあたります。コロナ禍により、計画通りに行かなかった項目もありましたが、それらも含めて総括し、第 5 次地域福

祉活動計画の策定に臨みます。そのために、地区福祉委員をはじめ、ボランティア、関連団体や行政職員を含め、幅広い地域福祉の関係者による第 5 次地域福祉活動計画策定委員会を組織し、地区福祉委員会や諸団体との懇談会の開催を通じて、吹社協の地域福祉活動推進の指針となる行動計画を策定してまいります。

吹田市では、認知症になっても障がいがあっても自分らしく暮らせるよう成年後見制度利用促進体制整備検討会を昨年度開催されました。その検討会でも、これまで日常生活自立支援事業や法人後見事業を実施してきた吹社協へ大きな期待が寄せられたところです。

本年度も吹田市や関係機関との地域連携ネットワークにより、吹社協としての役割を果たせるよう取り組んでまいります。

吹社協に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）は、アウトリーチにより、属性を問わず広く地域住民を対象とした相談支援を行ってきました。これは、国が進め、現在吹田市が検討している重層的支援体制整備事業においてもその機能が活かせるものと考えています。重層的支援体制整備事業では、多機関連携や、居場所づくり、参加支援事業も求められており、今まで吹社協が取り組んできた吹田市や関係諸団体とのネットワークを活用できるものと認識しており、本年度は吹田市関係部局の事業実施に向けた検討協議に積極的に参画してまいります。

平成 28 年度に吹田市が実施した「高齢者の生活支援と社会参加に関する調査」の結果を検討した吹田市高齢者生活支援体制整備協議会（すいたの年輪ネット）において、吹社協に広域型生活支援コーディネーター（1 層）が配置され、アクティブシニアの養成や高齢者同士が短時間の支援をする「助け愛隊」の創設（令和元年度）などに取り組んできました。昨年度から、吹社協に、地域型生活支援コーディネーター（2 層）の機能も加え、地域ごとに関係者が集い、身近な地域で高齢者の生活支援、社会参加等を協議する地域検討会を重ねるようになりました。本年度も生活支援コーディネーター、CSW が、地域住民や地域包括支援センター等関係者との連携のうえで、高齢者の生活支援の充実、社会参加に繋がるよう、さらには世代を超えた取り組みが進むよう働きかけてまいります。このような取り組みを含め、本年度が初年度の第 9 期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険計画（吹田健やか年輪プラン）においても吹社協が役割を果たせるよう努めます。

また、地域貢献を目的に吹田市内の民間社会福祉施設が組織した吹田市社会福祉協議会施設連絡会（以下、「施設連」と言う。）は、吹社協が事務局を担い、本年度設立 20 周年を迎えます。設立当初から、組織化の目的のひとつに地区福祉委員会活動への協力をあげ、コロナ禍では生活困窮学生への食糧支援を実施するなど、その活動は大

阪府内でも特色ある活動として注目されています。また、施設連では生活困窮者への現物給付や相談を受けるレスキュー事業「吹田しあわせネットワーク」にも取り組んできました。このネットワークには吹社協の CSW や、本会が吹田市から社会福祉法人みなと寮とともに受託している生活困窮者自立支援センター職員も参画しており、制度の狭間に陥った生活課題を抱える住民への相談支援にあたっています。本年度もこの施設連との連携を強化し、多機関連携など協働による包括的な支援体制を構築してまいります。

また、長引いたコロナ禍により生活苦に陥り、コロナ特例貸付を利用された方々の償還が昨年より始まっています。その方々の償還や、猶予手続き等に関する生活相談を受ける職員を昨年度より配置し、利用者へは丁寧にアプローチしてまいりました。昨年度末に弁護士による無料相談会を開催したところ、予定された枠がすぐに埋まる結果となりました。本年度も、このような機会をつくるとともに、生活困窮者自立支援センター、CSW、本則の貸付担当者とも連携してコロナ特例貸付利用者への息の長い相談支援に取り組んでまいります。

昨年 5 月にコロナが感染症 5 類に移行されたのち、ボランティアセンターに登録されているグループの活動も活発になってきており、地区福祉委員会や施設からの依頼も再開しています。小中学校

等への福祉教育の依頼や、ボランティア活動に興味があるという住民がボランティアセンターに相談に来られることも増えてきており、本年度も様々な機会でのボランティア活動の裾野が広がるよう努めてまいります。

以下、10点の事業にも取り組んでまいります。

1. 地区福祉委員会活動への支援

地域福祉推進の実践組織である地区福祉委員会の活動は吹社協の事業の要とも言えます。地域担当のCSWが様々な情報提供するなどの支援をすることにより、住民主体の地域福祉活動がより充実するよう取り組みます。

2. 吹田災害支援ネットワーク開催とBCPの確認

国内で自然災害が頻繁にあるなか、平時の活動において災害時に備えたネットワークの構築に努めるとともに、昨年度作成したBCP（事業継続計画）の内容について役員を含め全ての職員が理解し有事に実践できるよう備えます。

3. 当事者及び当事者家族への支援

吹社協では、認知症家族の会（コスモスの会）への支援や関係機関とともに高次脳機能障がいのご家族の交流会等を実施してきました。昨年度、ひきこもりや不登校等をテーマに関係者と意見交換をした経過を踏まえ、本年度はCSWと生活

困窮者自立支援センター職員も連携して、生きづらさを抱えた方への新たな支援の検討を行います。

4. 民生・児童委員協議会との連携強化

地域福祉推進のために大切なパートナーである民生・児童委員協議会との連携は欠かせません。民生・児童委員協議会主催事業に協力するとともに、個別支援や地区福祉委員活動等の地域での関わりにおいても情報交換、情報共有を図ります。

5. 日常生活自立支援事業等の円滑な実施

ご自身による金銭管理が困難な認知症高齢者、知的・精神障がい者など、日常生活自立支援事業の利用を希望する方が増えています。当事業を必要とされている方々が、円滑に利用ができるように体制を整えていきます。当事業の利用者が、判断能力の変化などに応じて、必要となってくる成年後見制度等その他の諸制度にも適切に繋がることできるよう、吹田市とも連携して体制整備に努めていきます。

6. 吹田市居住支援協議会への参画

国や大阪府が設置を進め、昨年発足した吹田市居住支援協議会には、吹社協も参画しています。広く事業への理解を進め、本年度から CSW に加え、生活困窮者自立支援センターとも連携し、協議会加盟の関係法人等とネットワークを強化すること

により、居住場所等を課題とする住民の支援に寄り添って対応できるよう取り組んでまいります。

7. 生活困窮者自立支援センター

社会福祉法人みなと寮との共同体で引き続きの受託（5年）となり、また昨年度拡充された任意事業である家計改善支援事業も継続受託となりました。相談支援に有効であった生活困窮者法律相談事業（大阪弁護士会と吹田市が契約）も継続利用できることから、同事業を活用し、早期の生活再生を図るための支援に取り組んでまいります。

8. 広報活動の強化

SNS など新しいツールを活用する住民が増えています。吹社協や地区福祉委員会の活動をよりわかりやすく伝えることができるよう SNS の活用方法を見直します。また、地域福祉活動を周知することによって、地域ふくし協力金や赤い羽根の共同募金への理解も深まるよう取り組んでまいります。

9. 善意の橋渡し

吹社協には住民や諸団体、企業より、何かに役立ててくださいとの申し出が年間を通じてあります。特に寄贈された車椅子は福祉教育をはじめ多くの方が短期間の貸し出しを利

用されて喜ばれています。その寄付された財源や金品を活用するため、善意銀行運営委員会での協議や、寄付者の意向などを丁寧に確認し、善意の循環がよりスムーズにいくよう努めてまいります。

10. 適切な法人運営

昨年度に吹田市の定期法人指導監査を受けました。今後も理事会、評議員会、監事監査等を適切に開催して、信頼たる法人を目指して多様な意見をお聞きするとともに、規則要項要領等の整備、経理については外部専門家の指導を受けて正しい会計処理を行うよう努めます。